

納 税 者 番 号 制 度

(参考資料)

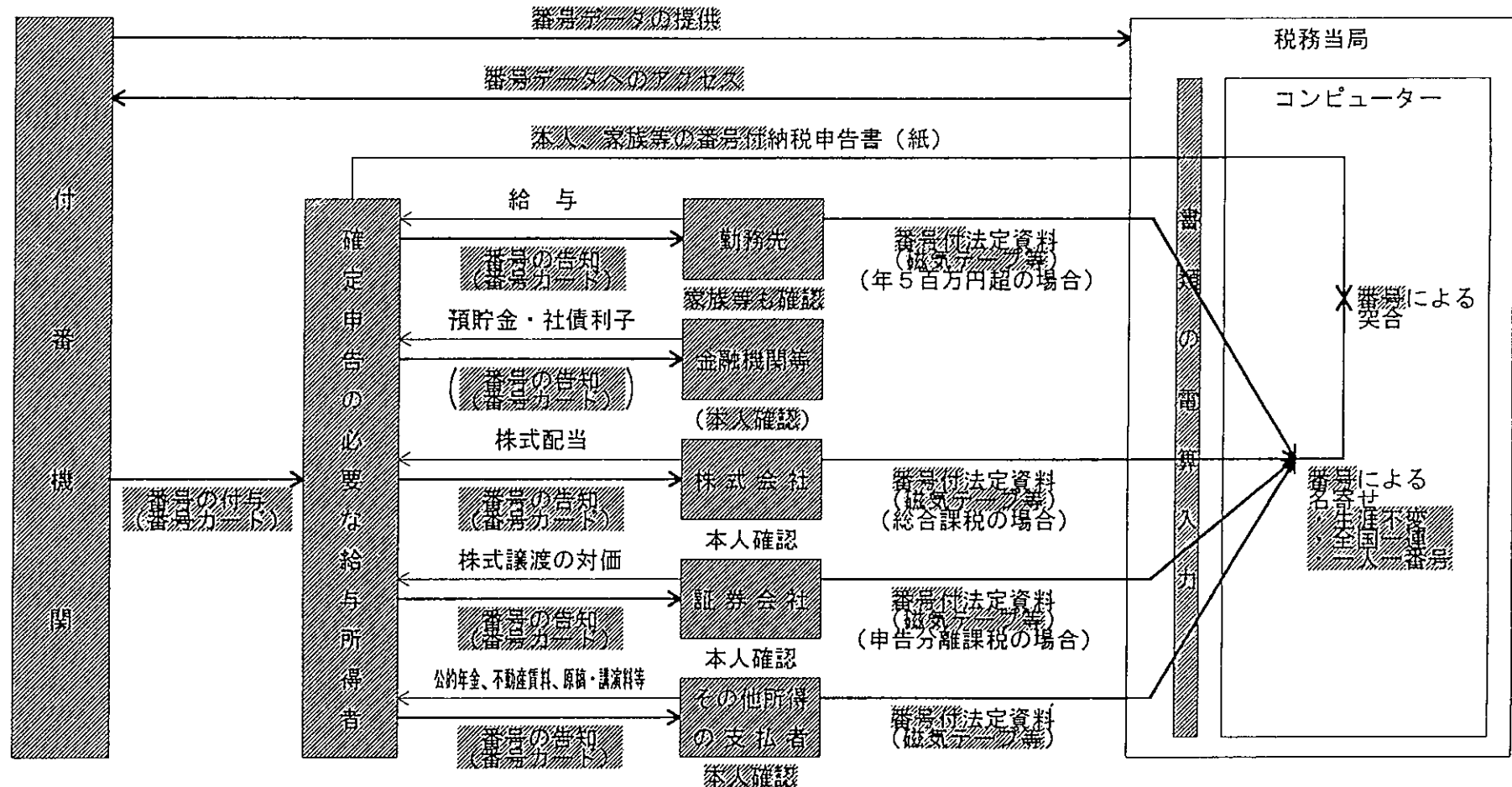
目 次

○ 納税者番号制度の3つの類型ごとに考えられる仕組み(イメージ図)	1
○ 源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式(未定稿)	4
○ 法定資料関連	
・ 主要国における法定資料の概要(未定稿)	5
・ 日・米・仏・英の資料提出義務違反に対する罰則	7
・ 税務調査と犯罪調査	8
○ 金融課税関連	
・ 近年の金融証券市場の動きと金融関連税制	9
・ 所得区分・所得の計算方法と主な金融商品	10
・ 利子・配当等課税制度の概要	11
・ 主要国の利子課税制度の概要	12
・ 主要国の配当課税制度の概要	13
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	14
・ 株式の譲渡に関する課税の国際比較	15
・ 主要国における国債利子に係る課税関係(未定稿)	16
・ 国外送金等に係る調書提出制度	17
・ 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議	18
・ 電子商取引に対する課税問題について	20
○ プライバシー関連	
・ 三党連立政権・政治・政策課題合意書(抜粋)	24
・ 高度情報通信社会推進本部・個人情報保護検討部会・中間報告	25
○ 納税者番号制度の検討状況	36

納税者番号制度の3つの類型ごとに考えられる仕組み（イメージ図）

（イ）課税の一層の適正化に向けて、税務行政の機械化・効率化に利用する場合

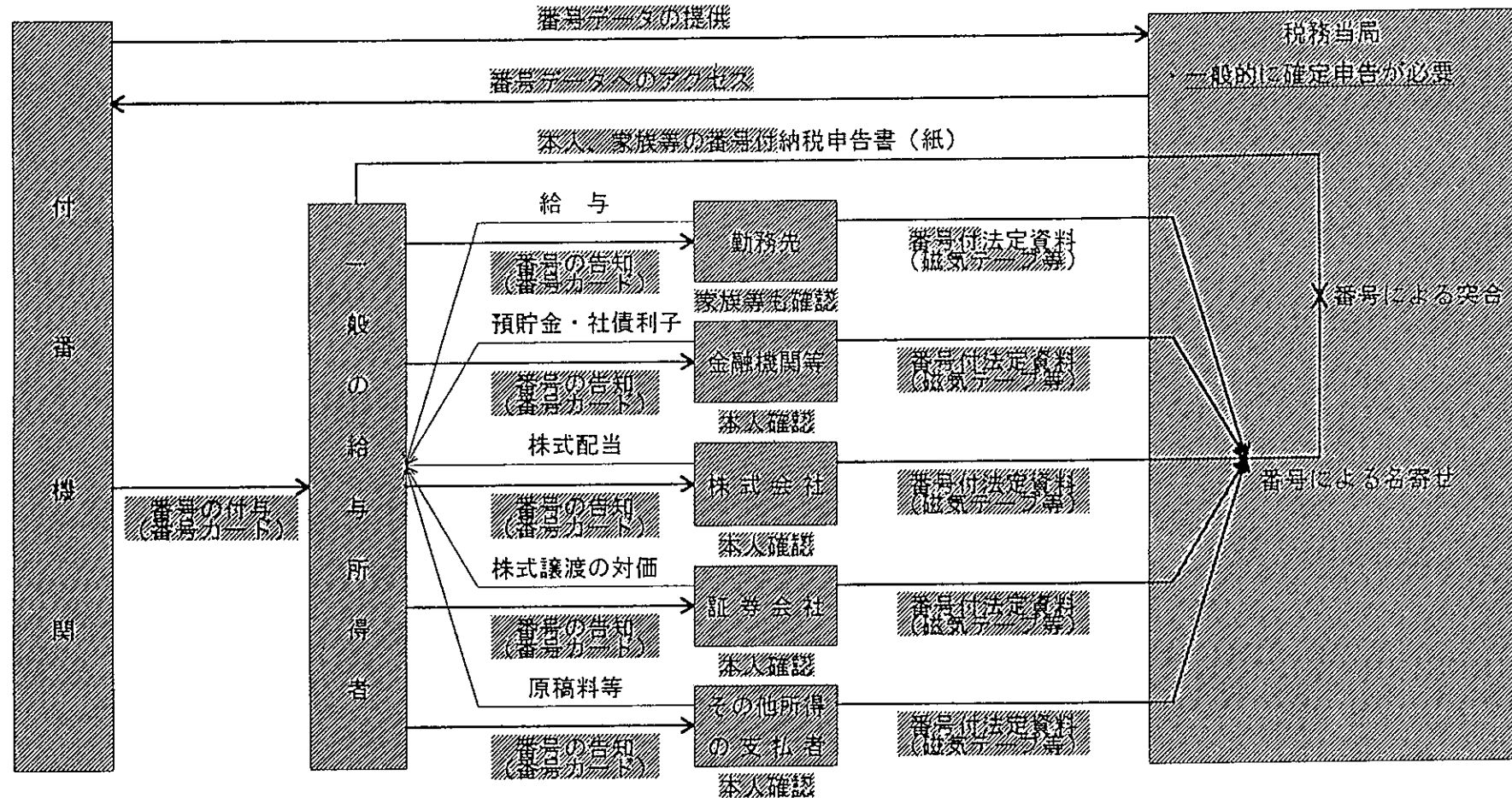
＜確定申告の必要な給与所得者の例＞



- （注） 1. この図は、納税者番号制度の仕組みについて、更に国民の理解を得つつ議論を深めていく観点から、平成7年度の税調答申で示された3つの類型ごとに、分かりやすいと思われる事例について、考えられるイメージを示したものである。
2. また、この図は、分かりやすさを重視しているため、精緻なものとなっていないこと、及び、これらのイメージは、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

(ロ) 総合課税に利用する場合

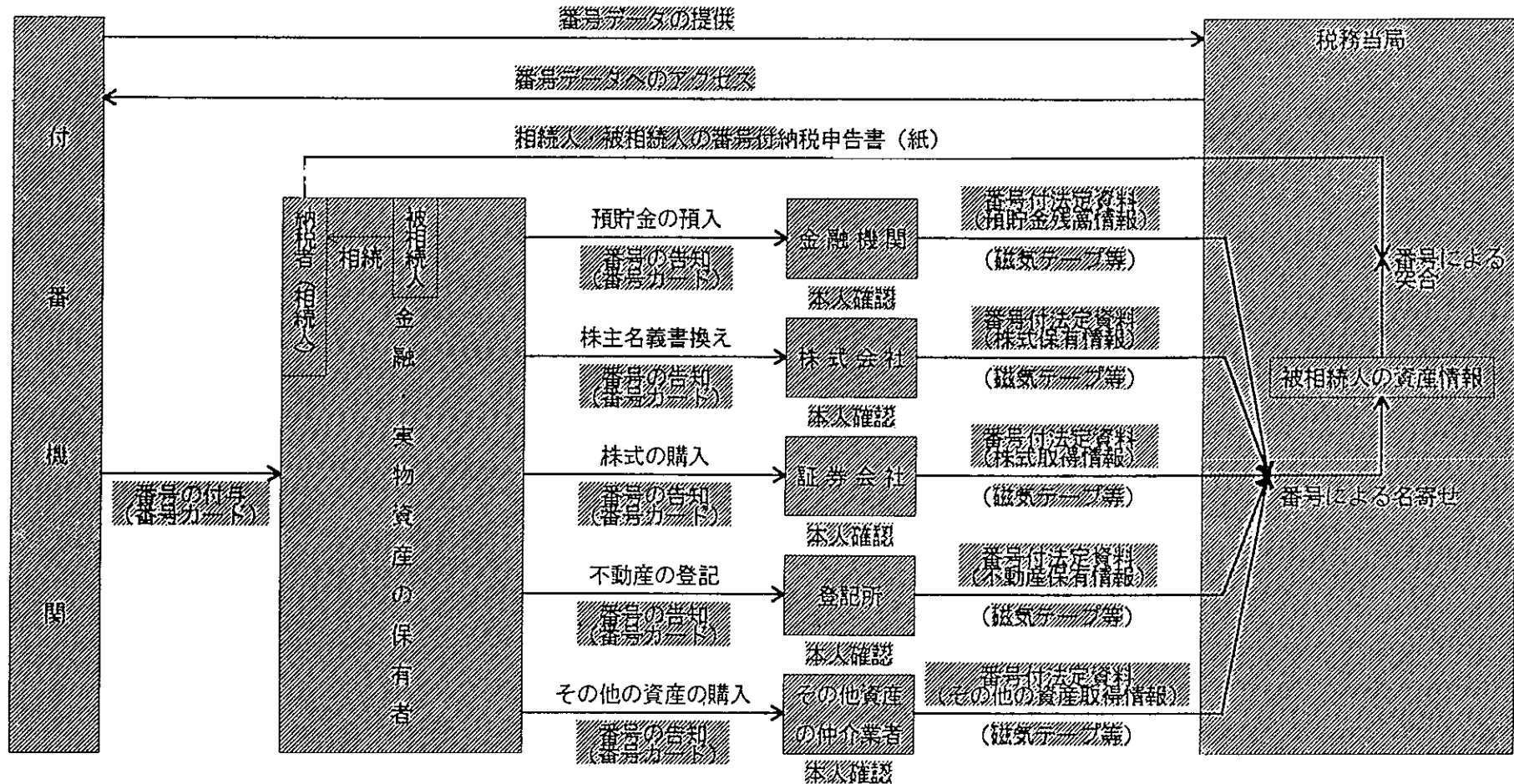
<一般の給与所得者の例>



- (注) 1. この図は、納税者番号制度の仕組みについて、更に国民の理解を得つつ議論を深めていく観点から、平成7年度の税調答申で示された3つの類型ごとに、分かりやすいと思われる事例について、考えられるイメージを示したものである。
2. また、この図は、分かりやすさを重視しているため、精緻なものとなっていないこと、及び、これらのイメージは、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

(ハ) 資産課税に利用する場合

<相続税の例>



- (注) 1. この図は、納税者番号制度の仕組みについて、更に国民の理解を得つつ議論を深めていく観点から、平成7年度の税調答申で示された3つの類型ごとに、分かりやすいと思われる事例について、考えられるイメージを示したものである。
2. また、この図は、分かりやすさを重視しているため、精緻なものとなっていないこと、及び、これらのイメージは、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式（未定稿）

	源泉徴収方式					源泉徴収・納税者番号併用方式	納税者番号による名寄せ方式
	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スイス	イタリア	アメリカ、カナダ
利子	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (30%)	源泉徴収 (25%) (選択制)	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (25%)	納税者番号による申告
配当	源泉徴収 (20%)	———	源泉徴収 (25%)	———	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (10%)	納税者番号による申告
(参考) 給与	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収 (支払都度調整)	源泉徴収 (年末調整あり)	———	———	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収の上、納税者番号による申告 (年末調整なし)

（備考）

1. 日本の利子課税の源泉徴収 20%には地方税（5%）を含んでおり、配当課税は総合課税（源泉徴収 20%）と 35%の源泉分離課税との選択制である。
2. ドイツの利子については、源泉徴収制度を廃止したところ、申告した者とし不在者の間で著しい不公平を招いているとして、1991 年に憲法裁判所の違憲判決があり、1993 年から源泉徴収制度が復活した。
3. フランスの利子課税は、総合課税（源泉徴収なし）と源泉分離課税との選択制である。
4. イタリアの配当課税は、総合課税（源泉徴収 10%）と源泉分離課税 12.5%との選択制である。
5. アメリカは納税者番号制度を申告しなかった者への利子・配当の支払には 31%の裏打ち源泉徴収を行う。また、非居住者への利子の支払では原則的には 30%の源泉分離課税が行われる。

主要国における法定資料の概要（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
法定資料の処理				(1)	
収集枚数（万枚）	約 8.2 千万 (98 年)	約 10.8 億 (97 年)	N. A.	——	N. A.
磁気テープ提出割合	約 5 割（98 年）	約 97%（97 年）	N. A.	——	N. A.
法定資料の有無（2）					
フ ロ ー					
給与受取	○	○	○	×	○
預貯金利子受取	△（3）	○	○（4）	×	○
株式					
配当受取	○	○	△（5）	×	○
譲渡	△（6）	○	△（7）	×	○
公社債					
利子受取	△（3）	○	○（4）	×	○
譲渡	△（8）	○	△（7）	×	○
不動産譲渡	○	○	△（9）	×	×
貴金属譲渡	×	○	×	×	×
海外送金	○（10）	○（11）	×	×	○（12）
スト ック					
預貯金					
口座開設	×	△（13）	×	×	○
保有	×	×	×	×	×
株式保有	×	×	△（14）	×	×
公社債保有	×	×	×	×	×
不動産保有	×	×	×	×	×
貴金属保有	×	×	×	×	×
海外資産保有	×	△（15）	△（16）	×	△（17）

(備考)

- (1) ドイツには法定資料制度が存在しない。
- (2) 個人を対象とする法定資料に限る。
- (3) 個人の預貯金、普通預金、通常郵便貯金、公社債等の利子の場合等、不要。
- (4) 当局は税法上、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、全ての預貯金等について毎年提出を要求している。
- (5) 当局は税法上、配当等の受取人が株式等の名義人ではない場合又は無記名の株式等の場合、随時配当等の実質受益者に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (6) 源泉分離課税を選択した場合等、不要。
- (7) 当局は税法上、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、証券業者は、年間のうち税務当局が指定する一定期間内の取引等について報告している。
- (8) 転換社債、新株引受権付社債等につき、必要。
- (9) 当局は税法上、随時土地取引に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (10) 200 万円を超える国外送金等につき、銀行等から当局に調書を提出。
- (11) 金融機関は、国内と国外との間の一万ドル超の資金移動をもたらす取引の要請・指示等についての記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。銀行は、国内外を問わず、3,000ドル以上の送金について記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。
- (12) 金融機関は、国内と国外との間の資金移動についての記録保存義務があり、かつ、税務当局の求めに応じて開示する義務がある。
- (13) 銀行は、預金口座等について、開設日から 30 日以内に、顧客の納税者番号を確認して保存しなければならない。
- (14) 当局は税法上、随時株主名簿の写しの提出を要求する権限を有する。
- (15) 国外に銀行口座、証券口座等を有し、その総額が一万ドル超の者は、口座情報等を報告する義務がある。
- (16) 当局は税法上、英国外の「同族会社」の持分を所有する者に対し、随時当該会社の資産等に係る資料提出を要求する権限を有する。当局は税法上、英国外の「同族会社」の設立又は管理等に関連して、随時銀行等が顧客の代理人として行った取引に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (17) 国外に金融機関の口座を開設、閉鎖、又は保有する者は、口座情報等を報告する義務がある。

日・米・仏・英の資料提出義務違反に対する罰則

日本の国外送金等調書提出制度に関する罰則	アメリカの資料情報制度に関する罰則
次の違反行為があった場合 ・ 告知書を提出しなかった場合又は告知書に偽りの記載をして提出した場合 ・ 調書を提出期限までに提出しなかった場合又は調書に偽りの記載をして提出した場合 等 ⇒1年以下の懲役又は20万円以下の罰金	・ クロスボーダーの資金移動に係る金融機関の記録保存義務及び資料提出義務違反 ⇒(行政罰) 1000ドル以下の罰金 (刑事罰) 1年以下の懲役又は1000ドル以下の罰金又は、両方の併科。 更に、1年以上の懲役となる連邦法違反の実行のために行われた場合には、5年以下の懲役又は、1万ドル以下の罰金、又は両方の併科。
イギリスの資料情報制度に関する罰則	フランスの資料情報制度に関する罰則
・ 資料提出要求に応じない場合は、300ポンドを超えない額の罰金。更に、要求に応じるまで1日につき60ポンドを超えない額の罰金。故意に不正確な資料を提出した場合3000ポンドを超えない額の罰金。	・ クロスボーダーの資金移動に係る金融機関の記録保存義務違反 ⇒1万フランの過料(情状により2万フランの過料) ・ クロスボーダーの資金移動に係る金融機関の税務当局への報告義務違反 ⇒報告されなかった額の50%の過料等

税務調査と犯罪捜査

ア メ リ カ	イ ギ リ ス	フ ラ ン ス	ド イ ツ	日 本
○ 財務長官は、犯罪捜査、税務等の目的のために有用な情報について、報告等を要求する権限を有する。 (通貨・海外取引報告法) ○ サモンズの発行権限を含む税法上の質問検査権の目的には、犯則の調査も含まれる。ただし、司法省への事案の送達後には、サモンズを発することはできない。 (内国歳入法典7602条) ↓ 税務目的の資料情報と刑事目的、その他の行政目的の資料情報を共通の法律で一体的に行なうことが可能。	○ 申告書を調査する目的で、内国歳入庁の職員は納税者に帳簿等を提出するよう書面による通知にて要求することができる。 (租税管理法19A条)	○ 税務当局は、課税標準の確定その他の租税に関する調査のため、必要な資料を保有している者に対し、その閲覧を臨場して要求することができる。 (租税手続法典81条等)	○ 税務調査は、納税義務及び租税の算定の基礎となる事実上及び法律上の事由を調査するために行なわれる。 (租税通則法199条) ○ 税務調査の途中で犯罪行為の嫌疑が明らかになった場合、調査当局は遅滞なく当該犯罪の取調権限を有する機関に報知しなければならない。この場合、刑事手続に使用される範囲内につき、納税者は税務調査を強制されない。 (企業調査規則9条)	○ 税法上の質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (所得税法234条2項 法人税法156条 相続税法59条4項) ↓ 税務目的の資料情報制度と刑事目的の捜査(含マネーロンダリング)を同一の法律で定め、共通の情報収集を行なうことは困難。
↓ 基本的には税務目的の資料情報と刑事目的、その他の行政目的の資料情報を共有化・共通化していない。				

近年の金融証券市場の動きと金融関連税制

金融関連税制の動き	金融証券市場の動き
[抜本税制改革] (62～元年) ○マル優廃止 ○利子一律源泉分離課税 (金融類似商品等も同様の課税) ○道府県民税利子割の創設 ○株式譲渡益の原則課税化 ○自己株式取得に係る税制上の措置 (7年) ○株式譲渡益課税の適正化 (みなし利益率の引上げ) (8年) ○国外送金等に係る調書提出制度の施行 (10年) ○ストックオプション税制の一般化 (10年) ○金融持株会社に係る税制上の措置 (10年) ○SPC、会社型投信に係る税制上の措置 (10年) ○電子帳簿保存法 (10年) ○有価証券取引税、取引所税の廃止 (11年) ○株式譲渡益の源泉分離選択課税の廃止 (13年から) ○TB・FBの発行時の源泉徴収免除 (11年) ○一括登録国債利子の非居住者等の源泉徴収免除 (11年)	国債の大量発行 ・金融の国際化 [前川レポート] 金融制度改革 関連法 金融システム 改革 ○国債窓口販売開始 ○日米円ドル委員会 ○大口MMC導入 ○大口定期預金金利自由化 ○銀行・証券相互参入 ○定期預金金利完全自由化 ○流動性預金金利自由化 ○外為法抜本改正 ○合併特例法 (持株会社解禁) ○会社型投信の導入、SPC制度整備 ○株式売買委託手数料の完全自由化 ○円の国際化

所得区分・所得の計算方法と主な金融商品

所得区分	所得の計算方法（原則）	主 な 金 融 商 品 () は課税方法
利子所得	収入金額	・ 預貯金、公社債などの利子 ・ 公社債投資信託の収益の分配 ・ 貸付信託の収益の分配 （源泉分離）
配当所得	収入金額－ 株式的なものを取得するの利子 * 配当控除（税額控除）あり	・ 株式、出資の配当（総合課税、源泉分離） ・ 証券投資信託（公募）の収益の分配（源泉分離）
譲渡所得	収入金額－ 売却し、た資産の費用 * 総合課税は50万円の特別控除あり	・ 株式の譲渡益 （申告分離又は源泉分離）
一時所得	収入金額－ 取得し、入るに支た 得め出費 － 50万円 特別控除	・ 生保の満期保険金 （総合課税）
雑所得	収入金額－必要経費	・ 割引債の償還差益 （源泉分離）

（参考）

- 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
① 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
② 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
③ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
④ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑤ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑥ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑦ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑧ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑨ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑩ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
- 年
① 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
② 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
③ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
④ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑤ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑥ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑦ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑧ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑨ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）
⑩ 金融商品等（投資信託、商品（金付）金、商蓄積金付年、似貯期賞給人、類金定懸の個人）

利 子 ・ 配 当 等 課 税 制 度 の 概 要

区 分			概 要	
			所 得 税	住 民 税
利 子	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等		源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
配 当	株	1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	式 等	発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）未満のもの	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
			源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	総合課税
		1回の支払配当の金額が5万円（年1回10万円）以下のもの	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非課税
		証券投資信託（公募）の収益の分配	源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
譲渡・一時・雑	金融類似商品		利子所得と同様に源泉分離課税	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等		(15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
	割引債の償還差益		源泉分離課税 (原則 18%の源泉徴収)	非課税

（注）金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄（投資）口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益（保険期間等が5年以下のものに限る。）をいう。

主 要 国 の 利 子 課 税 制 度 の 概 要

項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 課税方式	総合課税	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界税率に応じ、基本税率(23%)以下のブラケットに属する部分は20%、それ以外は40%で課税)	総合課税	総合課税と源泉分離課税との選択 源泉分離課税を選択した場合、10%の付加税が課され、併せて25%の税率で課税される。
2. 源泉徴収	源泉徴収は行わない。ただし、納税者番号を申告しなかった者は31%の税率で源泉徴収される。	20%の税率で源泉徴収を行う。 (納税者の9割以上が基本税率23%以下に属しているが、それらの者の利子所得については20%の源泉徴収で課税関係が結果的に終了することになる。)	30% (転換社債等については25%) の税率で源泉徴収を行う。 (利子等について年間3,000マルクの貯蓄者控除が存在する。)	源泉分離課税を選択した場合、10%の付加税が課され、併せて25%の税率で源泉徴収される。

主 要 国 の 配 当 課 税 制 度 の 概 要

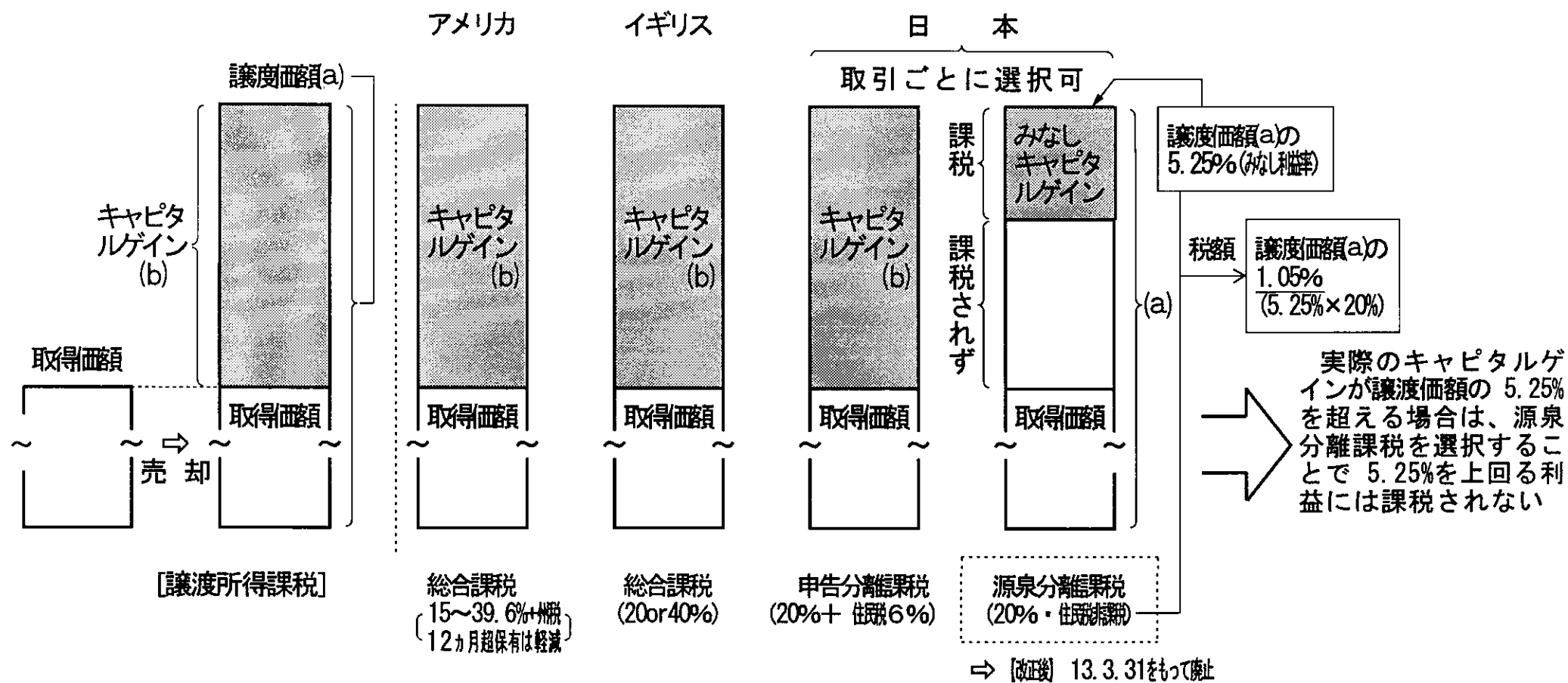
項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 課税方式	総合課税	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界税率に 応じ、基本税率(23%)以下の ブラケットに属する部分は 10%、それ以外は32.5%で 課税)	総合課税	総合課税
2. 源泉徴収	源泉徴収を行わない。 ただし、納税者番号を 申告しなかった者は31% の税率で源泉徴収される。	源泉徴収を行わない。	源泉徴収(税率25%) を行う。	源泉徴収を行わない。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 { ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 } 等	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを取引ごとに選択 ① 申告分離課税 譲渡益 × 20%（住民税を含め26%） （注）公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合：譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%） （いわゆる創業者利益に対する優遇措置） ② 源泉分離課税⇒ 13.3.31をもって廃止 譲渡代金 × 5.25%（転換社債は 2.5%、信用取引はその差益） を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（住民税非課税） 所得＝ 譲渡代金 × 5.25% 税額＝ 所得 × 20% ＝（譲渡代金 × 5.25%） × 20% ＝ 譲渡代金 × 1.05%
そ の 他 の 株 式 等	申 告 分 離 課 税（上記①）

株式の譲渡に関する課税の国際比較

課税される譲渡所得



[損の出る場合]

- ・他の所得から3,000ドルを上限として控除可
- ・翌年以降の譲渡益とも相殺可

- ・他の所得から控除不可
- ・翌年以降の譲渡益とも相殺可

- ・申告分離課税を選択する場合、その年の株の譲渡益と相殺可
- ・他の所得から控除不可

[関連制度]

- 納税者番号制度
- 記帳慣行
- 税務当局の調査権等

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
居 住 者 ・ 内国法人	20% (国税15%、地方税5%) の税率による源泉徴収	納税者番号の開示により総合課税 (注) 納税者番号を開示しない等 の場合には、31%の税率に よる裏打ち源泉徴収あり	総合課税 (原則源泉徴収なし) (注) 受領者情報は税務当局に送 付される。	総合課税 (30%の税率による源 泉徴収あり。店頭に利札を持参し た場合、35%の源泉徴収) (注) 必要経費控除後、3千マルク (約20.1万円) までの貯蓄者控 除あり	(a) 総合課税 (源泉徴収なし) 又は (b) 25%の税率による源泉分離課 税の選択 (注) 受領者情報は税務当局に送 付される
非居住者 ・ 外国法人	15%の税率による源泉分離課税 一括登録国債の利子は、本人確認 の上で非課税	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税	登録国債利子は、本人確認の上で 非課税 現物債 (過去に発行) は20%の 源泉徴収	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税 (利札を店頭に持参した場合、35 %の税率で源泉徴収)	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税
そ の 他	現物債あり	1983年より現物債なし	1987年より現物債なし	1972年より現物債なし (連邦長期国債)	1984年より現物債なし
	・ ブック・エントリー ・ その他登録債	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー

国外送金等に係る調書提出制度

